

年末調整の準備をお願いします！

CONTENTS

年末調整の準備を
お願いします！…… P.1
黒字法人割合4年ぶり上昇…… P.2
消費税の免税制度…… P.2
賞金に対する課税について…… P.3
設備投資 減税へ…… P.3
更なる増税方針！
所得税・相続税で課税強化へ… P.3
景気、後退局面の公算
基調判断「下方へ変化」…… P.4
年金問題について
考えてみましょう！…… P.5
11月度の税務スケジュール…… P.5
今月の名言録…… P.6
Asak's Tweet …… P.6



今年も、年末調整を行う時期となりました。

「年末調整」とは、給料の支払いを受ける一人一人について、毎月(日)の給料や賞与などの支払いの際に源泉徴収した税額と、その年の給与の総額について納めなければならない税額(年税額)とを比べて、その過不足額を精算する手続きです。

今年の改正点は次のとおりですので、申告書記載の際、証明書等をよくご確認いただきますようお願いいたします。

1. 保険料控除改組

次の①～③までによる各保険料控除の合計適用限度額が12万円とされました。

- ①平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(以下「新契約」)に係る控除
 - ・平成24年1月1日以後に締結した介護医療保険契約等に係る保険料等について適用限度額を4万円とする介護保険料が創設されました。
 - ・新契約に係る一般保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額はそれぞれ4万円とされました。[表1]
- ②平成23年12月31日以前に締結した保険料等(以下「旧契約」)に係る控除
 - ・旧契約については、従前の一般保険料控除及び個人年金保険料控除(それぞれ適用限度額5万円)が適用されます。
- ③新契約と旧契約の両方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額
 - ①及び②の両方の保険料を支払った場合には、その保険料の区分の応じ、それぞれ次の金額の合計額を控除することとされました。
 - ・新契約に基づいて支払った保険料等につき、[表1]の計算式により計算した金額
 - ・旧契約に基づいて支払った保険料等につき、[表2]の計算式により計算した金額

支払った保険料等の金額	控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,001円から40,000円まで	支払保険料等 × 1/2 + 10,000円
40,001円から80,000円まで	支払保険料等 × 1/4 + 20,000円
80,001円以上	一律40,000円

支払った保険料等の金額	控除額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,001円から50,000円まで	支払保険料等 × 1/2 + 12,500円
50,001円から100,000円まで	支払保険料等 × 1/4 + 25,000円
100,001円以上	一律50,000円

2. 復興特別所得税の源泉徴収 ※平成25年分以降

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源確保に関する特別措置法」が平成25年1月1日から施行されることに伴い、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間に生ずる所得について通常の源泉所得税を徴収する際に、併せて復興特別所得税を徴収し、法定納期限までに納付しなければならないこととされました。

①復興特別所得税の額

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、通常の源泉徴収すべき所得税額の2.1%相当額とされています。

②復興特別所得税の源泉徴収

平成25年1月1日以後に支払うべき給与等については、平成25年1月1日以後適用分の「源泉徴収税額表」を使用して源泉徴収することとなります。



給料ソフトを利用されている事業所につきましては、現在使用中のソフトが新しい「源泉徴収税額表」に対応できるのかあらかじめご確認をお願いいたします。当事務所では、新しい「源泉徴収税額表」に対応している給与ソフトのご案内をしております。新しい給与ソフトが必要な際はご検討いただければと思います。

黒字法人割合4年ぶり上昇

2011年度内に決算期を迎え、今年7月末までに
 税務申告した法人のうち、黒字申告の割合は25.9%
 で、過去最低だった前年度を0.7ポイント上回り4年
 ぶりに上昇したことが、国税庁から発表されました。

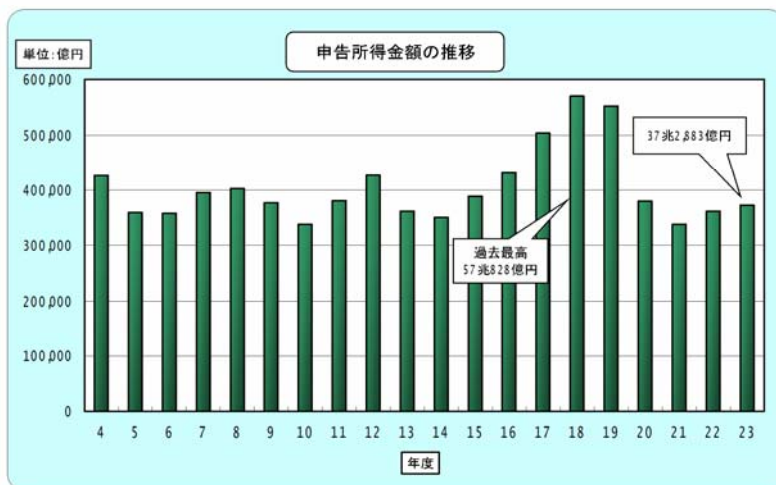
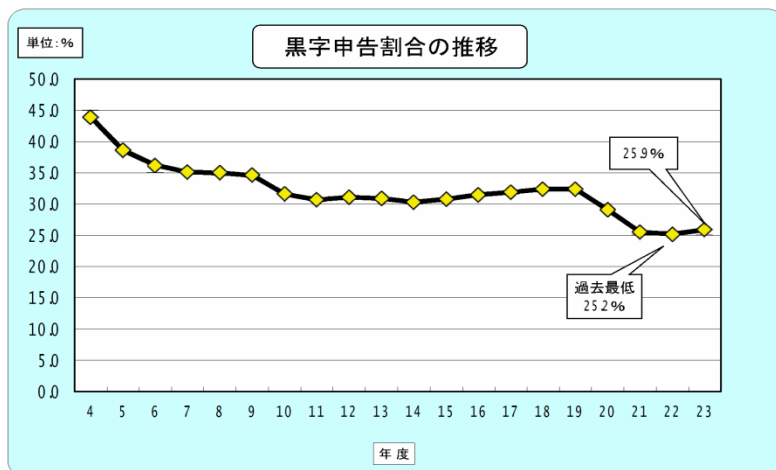
申告所得の総額についても、37兆2,883億円で、
 前年度比1兆1,047億円(3.1%)増えています。

また、申告税額の総額は9兆5,352億円で前年度に
 比べて1,496億円(1.6%)増加しており、申告所得
 総額・申告税額ともに2年連続の増加となっています。

この発表に際して、国税庁は、約276万3千法人の
 実績を調査しています。この中でも大企業に多い連結
 決算法人1,109法人の黒字申告割合は、35.2%で、
 前年度を2.5ポイント上回っています。

過去の赤字分を所得から差し引ける繰越欠損金の
 控除前所得の実績をみると、全体の52.2%(同3.2
 ポイント上昇)の法人が黒字だったようです。

これらの結果については、日本経済自体は、東日本
 大震災で相当の打撃を受けていますが、被災地の物を
 買って支援する『応援消費』やエコカー補助金などの
 さまざまな対策の成果で持ち直していると考えられます。
 ただ、昨今の日中関係の緊張や世界経済の不透明感
 など、企業は下方修正のリスクにもさらされているので
 今後の情勢は、より厳しさを増していると感じています。



消費税の免税制度

平成26年からの税率アップに日本中が震撼していますが、企業に影響のある消費税の改正としては、事業者免税点制度の見直し、来年から施行されるのでこちらも頭に入れておきたいところです。

事業者免税点制度とは、基準期間(前々事業年度)の課税売上が、1千万円以下の場合、消費税の納税義務が免除されるというものです。

基準期間の課税売上で判断するため、基準期間のない新設法人も原則として納税義務が免除されています。

しかし、昨年度の税制改正により、一定の場合については基準期間の課税売上が1千万円以下でも、納税義務が免除されなくなりました。

一定の場合とは、前事業年度の開始日から6ヶ月間(個人事業者の場合は前年の1月1日から6月30日までの6ヶ月)の課税売上または支払給与総額が1千万円を超える場合をいいます。

前事業年度が7ヶ月以下の短期事業年度である場合は、その事業年度の前々事業年度(基準期間に該当する事業年度を除く)の開始日から6ヶ月間の課税売上または支払給与総額で判断することになります。

これにより免税の範囲が狭まり、「基準期間の課税売上が1千万円以下だから大丈夫」などとは言っていられなくなったのが現状です。

なお、「支払給与総額」という給与とは、所得税法施行規則に規定されているものを指し、正社員の給与や役員の給与、賞与だけでなく、派遣社員やアルバイトの給与等も含まれることとなります。ただし、退職手当等は含まれないので注意が必要です。

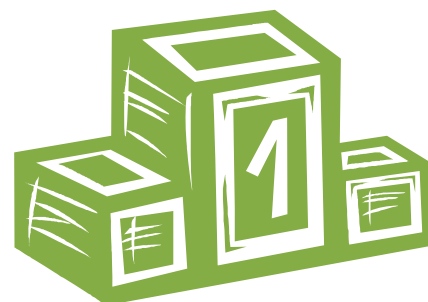
この事業者免税点制度の見直しは同25年1月1日以後に開始する事業年度からの適用となります。



賞金に対する課税について

賞金については、一般的には所得税法上、「一時所得」として課税対象となりますが、なかには非課税所得となるものがあり、所得税法第9条において列挙されています。

今年はロンドンオリンピックが開催されまし、メダルを獲得した日本人選手には、財団法人日本オリンピック委員会から賞金が支給されます。



この賞金については、所得税法第9条により、オリンピック競技大会において特に優秀な成績を収めた者を表彰するものとして財団法人日本オリンピック委員会その他これらの法人に加盟している団体であって政令で定めるものから交付される金品で財務大臣が指定するものは非課税となります。(パラリンピック競技大会についても同様に非課税となります。)

ほかにも、非課税となるものとしては、ノーベル基金からノーベル賞として交付される金品や文化功労者に対する年金、日本学士院や日本芸術院からの恩賜賞などがあります。

オリンピックでのメダル獲得とまではいきませんが、業務上有益な発明、考案等をしたため、会社から支給された賞金については、所得税法第9条に規定されていないため、課税対象となります。その所得区分としては、その支給の性質により、一時所得になるものや雑所得、給与所得、はたまた譲渡所得になるものまでありますので、その後の税金の取扱いにも考慮が必要です。

設備投資 減税へ

政府は中小規模の卸・小売りやサービス業向けに、設備投資の減税制度を設ける方針です。

現在、経済産業省と財務省が制度設計を進めており、年末にかけての税制改正で詳細を決め、2013年度の設備投資分から適用を目指しています。14年4月の消費増税を前に、増税分の製品価格への転嫁が難しいとされる中小企業の経営基盤を強化するのが目的です。



資本金1億円以下の企業が設備投資をする時に投資額の一部を前倒し償却したり、法人税額などから控除したりできるようになります。対象となるのはショーケースや冷凍機、照明器具の更新などの店舗改装です。器具や備品は1件につき30万円以上、建物に付属する設備は1件につき60万円以上からの適用を基本に詳細を詰めています。期間は3年の見通しで、年間の支援額は約180億円を想定しているようです。

東日本大震災の被災地では、店舗の再建を支援する補助制度も新設する方針ですが、震災前の状態に戻すのではなく、複数の事業者が集まって共同店舗を設けるような新たな取り組みを補助し、震災前よりも魅力のある店舗作りを促す方針です。

商業統計や経済センサスによると、従業員が50人以下の小売業と100人以下のサービス業を合わせた従業員数は、1,044万人に達しており、2014年4月の消費増税では、ブランド力がある大企業と比べると、価格で評価されやすい中小企業のほうが製品やサービスの価格に増税分を上乗せしにくい可能性があるためです。(日本経済新聞記事より抜粋)

更なる増税方針！ 所得税・相続税で課税強化へ

来年度の税制改正に向けて議論が進んでいるところですが、民主党の税制調査会(藤井裕久会長)は、来年度の税制改正で所得税と相続税を増税する方針を示しています。

主に富裕層をターゲットにした課税強化ですが、課税所得5,000万円超の部分に45%(現行は最高税率が40%)の税率を新たに設けるのが柱となっています。

所得税と相続税の増税は、今年の3月に政府が消費増税法案を国会提出した際に、法案に盛り込んでありましたが、その後の民自公の3党の修正合意で削除された経緯があります。今回の改正案は、その削除された政府の当初案です。

なお、所得税の引き上げ時期については、消費増税関連法案で定めた2015年より1年遅らせることが検討されていますが、消費税に続いて、次々と増税方針が示されています。

現行の所得税の税率

税される所得金額	税率
195万円以下	5%
195万円を超え 330万円以下	10%
330万円を超え 695万円以下	20%
695万円を超え 900万円以下	23%
900万円を超え 1,800万円以下	33%
1,800万円超	40%

※住民税については、別途10%の税率

景気、後退局面の公算 基調判断「下方へ変化」

内閣府が11月6日に発表した9月の景気動向指数(2005年=100 速報値)によると、景気の現状を示す一致指数は91.2となり、前月比2.3ポイント低下しましたが、下降は6カ月連続となっています。内閣府は基調判断を「足踏み」から「下方への局面変化」に下方修正し、「すでに景気後退局面に入った可能性が高い」との暫定的な判断を示しました。

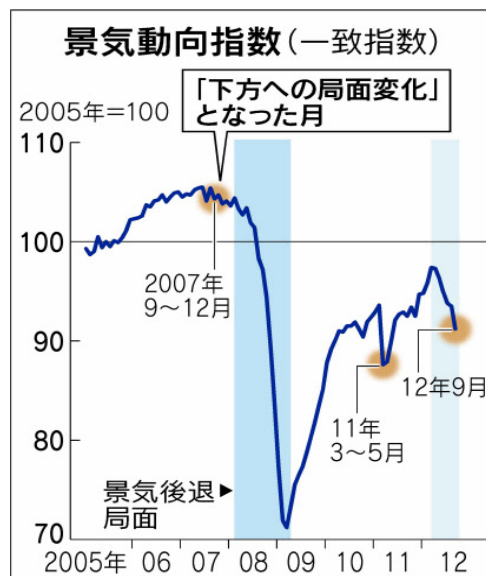
◆ 景気、すでに後退局面か、自動車関連落ち込む

日本経済は2009年3月を谷とする景気拡大局面が続いていました。景気のピーク(山)の時期は、有識者による景気動向指数研究会の議論を経て内閣府が正式に判定するそうですが、民間エコノミストの間では「今年3月がピークだった可能性が高い」(第一生命経済研究所)との見方が多数を占めています。

一致指数を下押ししたのは、自動車関連の出荷や生産の落ち込みが大きく影響したようです。自動車の輸出が低迷するなかで、エコカー補助金の終了に伴い国内の販売も減少したことが拍車をかけています。

このような生産の落ち込みは、製造業を中心に残業時間や求人への減少につながり、雇用にも波及する可能性が増大します。一致指数が6カ月連続で低下したのは、リーマン・ショック前後の08年6月から09年3月まで10カ月連続で低下して以来のことです。

「下方への局面変化」は、景気の山がそれ以前の数カ月にあった可能性が高いことを示すものです。数カ月後の先行きを示す先行指数は1.5ポイント低下の91.7と2カ月ぶりに低下しました。内閣府は先行きについて「世界経済のさらなる下振れや輸出の減少を注視していく必要がある」との見解を示しています。



◆ 景気動向指数 経済指標の動きを集計

▽…景気の動きに敏感な経済指標を集めて指数にしたもの。内閣府が毎月作成している。各指標の「拡張」「後退」といった変化方向を判定・点数化して集計している。

▽…景気全体に先立って動く先行指数、現状を示す一致指数、遅れて動く遅行指数の3つの指数がある。先行指数は機械受注や新規求人数など11指標で構成。一致指数は鉱工業生産や有効求人倍率など11指標、遅行指数は完全失業率などの6指標で成り立っている。

▽…景気動向指数による基調判断は「改善」「足踏み」「局面変化」「悪化」「下げ止まり」の5つある。指数の動きに関する基準に沿って基調が5項目のどこに該当するか機械的に判定する。物価や公共投資なども含めた経済全般に関する政府の総括的な評価は毎月の月例経済報告で示す。

▽…内閣府は一致指数の動きを参考に景気循環の期間を決めている。景気循環の局面は景気が上昇から下降に反転する時を景気の山、その逆を景気の谷と呼び、谷—山—谷で一循環する。

◆ 10月の軽除く新車販売、9.0%減 エコカー補助金終了が影響

日本自動車販売協会連合会(自販連)が1日に発表した10月の新車販売台数(軽自動車を除く登録車、速報)は、前年同月比9.0%減の22万5543台となりました。エコカー補助金が9月下旬に終了したことで2カ月連続で前年実績を下回りました。

車種別では乗用車が10.8%減の19万6466台。このうち、普通乗用車は19.9%減の8万5657台、小型乗用車は2.2%減の11万809台となりましたが、商用車では普通トラックが4.8%増の9525台と増加しています。

主要ブランド別の販売では、トヨタ(ダイハツ、日野、レクサス除く)が6.4%減の11万4405台、ホンダは45.0%減の2万6台となり、両者とも前年実績を下回りましたが、日産は3.3%増の3万4753台の微増となっています。

景気動向指数の基調判断

景気動向指数の基調判断	
定義	
足踏み	景気拡張の動きが足踏みになっている可能性が高い
局面変化	事後的に判定される景気の山・谷が、数カ月前にあった可能性が高い
悪化	景気後退の可能性が高い
一致指数を構成する11指標	
生産	鉱工業生産指数
	大口電力使用量
出荷	鉱工業生産財出荷指数
	耐久消費財出荷指数
	投資財出荷指数
	中小企業出荷指数(製造業)
販売	商業販売額(小売り)
	商業販売額(卸売り)
企業業績	営業利益
雇用	所定外労働時間指数
	有効求人倍率

年金問題について考えてみましょう！

先月末に厚生労働省は、企業年金の一種である厚生年金基金制度を10年後に廃止する方針を固めたと発表がありました。その際に、厚生年金の一部を国に代わって運用する「代行部分」の積み立て不足分は、基金の加入企業に返還を求め、返還しきれない分は厚生年金の保険料で穴埋めすること。

同省は次に開く社会保障審議会年金部会の専門委員会にこうした改革案を示す予定で、年内にも成案をまとめ、来年の通常国会に必要な法案を提出したい考えのようです。

改革案には、基金を解散しやすいよう、加入企業が共同責任を負う連帯保証制度の廃止や返還額の減額なども盛り込む方針です。ただ、積み立て不足分の負担を基金と無関係な厚生年金加入者に求めることには反発も予想されています。

厚生年金基金制度を巡っては、運用難で保有資産が国から借りている分を下回る「代行割れ」が相次いでおり、AIJ投資顧問の年金資産消失問題では、同社に資産を預けていた基金が大きな被害を受けたことは記憶にも新しいと思います。

このように厚生年金制度は大きく変わろうとしています。もしかしたら、この紙面をお読みになる頃には、廃止を含めた制度改革案が正式に報道されているのかもしれませんが。

最近、年金問題に関しては厚生年金・国民年金ともに、様々な新聞・雑誌に取上げられていることは皆様もご存知かと思います。厚生年金基金は、企業年金と公的年金の一部(いわゆる代行部分)を一体的に運用・給付する企業年金です。制度が始まってからピーク時には1,800を超える基金がありましたが、その後運用の低迷・財務の悪化等を原因に代行部分を返上する企業が相次ぎ、現在は600を下回るまで減少しました。

日本の少子・高齢化社会を背景に、年金は受給者が増加し、逆に現役加入者は減少の一途をたどっています。つまり年金基金に入ってくるお金は徐々に減り、基金から支給されるお金は増えているのです。厚生年金基金だけに限らず、国民年金基金も受給者増加による財政難・運用難から積み立て不足が深刻化しています。

徐々に表面化している日本の年金問題。また高齢化社会の進行による社会保障費用の負担の増加。年金問題は、日本固有の問題なのでしょうか？アメリカやヨーロッパ諸国でも、同じような問題をかかえているのでしょうか？将来の消費税の引き上げも待ち構えているこの国で、自分達は何ができるのでしょうか？

これから、この紙面で皆様と一緒に考えて行きたいと思います。



11月度の税務スケジュール

内 容	期 限
10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の特別徴収額の納付	納 期 限 11月 12日(月)
所得税の予定納税の減額申請	申請期限 11月 15日(木)
9月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>	申告期限 11月 30日(金)
所得税の予定納税額の納付(第2期分)	納 期 限 11月 30日(金)
3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	申告期限 11月 30日(金)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	申告期限 11月 30日(金)
3月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>(半期分)	申告期限 11月 30日(金)
消費税年税額が400万円超の3月・6月・12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>	申告期限 11月 30日(金)
消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>	申告期限 11月 30日(金)
特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付	納 期 限 11月 30日(金)
個人事業税の納付(第2期分)	納 期 限 市町村の条例に定める日

今月の名言録

～ なぜ ～

こどもの心は素直である。だからわからぬことがあればすぐに問う。“なぜ、なぜ”と。こどもは一生懸命である。熱心である。だから与えられた答を、自分でも懸命に考える。考えて納得がゆかなければ、どこまでも問いかえす。“なぜ、なぜ”と。

こどもの心には私心がない。とらわれがない。いいものはいいし、わるいものはわるい。だから思わぬものごとの本質をつくことがしばしばある。こどもはこうして成長する。“なぜ”と問うて、それを教えられて、その教えを素直に自分で考えて、さらに“なぜ”と問いかえして、そして日一日と成長してゆくのである。

大人もまた同じである。日に新たであるためには、いつも“なぜ”と問わねばならぬ。そしてその答を、自分でも考え、また他にも教えを求める。素直で私心なく、熱心で一生懸命ならば、“なぜ”と問うタネは随処にある。それを見失って、きょうはきのうの如くあすもきょうの如く、十年一日の如き形式に墮したとき、その人の進歩はとまる。社会の進歩もとまる。繁栄は“なぜ”と問うところから生まれてくるのである。

(「道をひらく」松下幸之助著 PHP研究所)



Asak's Tweet

早いもので、もう今年もあと2ヶ月ですね。急に寒くなって体調を崩している方も多いのではないのでしょうか。

先日、そろそろ冬支度をしなければ！と思いクリーニング屋さんにて保管してもらっていたコートを取りに行ってきたんですが、一人暮らしのクローゼットはコート4着が入るとパンパンに。

もしかしたら着るかも…。とって捨てられずにいる洋服達でクローゼットが悲鳴をあげています。

引っ越した時はスッキリしていた部屋も4年経った今では、物で溢れている現状。足の踏み場が無い。とまではいきませんがもう少しスペースがないと窮屈です。

今年の大掃除は思い切って「断捨離」で物への執着を開放し、お部屋も心もスッキリさせたいと思います！
(鈴木 啓子)



事務所のご案内

〒460-0022
名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL: 052-331-0135
052-331-0145
FAX: 052-331-0167
<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

